

逓信省創設140年特集

明治後期における逓信省下の郵便事業

田原 啓祐

はじめに

郵便は、形式的には信書その他郵便法令に定められた物件を郵便事業の組織によって送達する業務であり、実体的には、通信業務と信書以外の小型軽量の物件をも付带的に送達する輸送業務を合わせ備えたもの、また郵便物の略称と定義されている⁽¹⁾。

我が国の郵便は明治4年3月1日(1871年4月20日)に東海道新式郵便として発足した。同年中に、東京―横浜線、大阪以西線を開設し、長崎まで線路を延長し、翌年6月には北海道後志胆振両国以北を除くほか、国内一般への実施を実現した⁽²⁾。

郵便を管轄する政府の機関は、慶應4年閏4月21日(1868年6月11日)会計官の下に置かれた交通、運輸を管轄する駅通司であり、以後官制の変革に伴い明治4年8月10日(1871年9月24日)駅通寮に昇格した。1873年11月10日に内務省が新設されると、駅通寮は翌1874年1月9日に大蔵省から内務省へ移管、1877年1月11日に官制改革により各省の諸寮が廃止され、駅通寮は駅通局と改められた。そして1881年4月7日の官制改正により、駅通局は農商務省の所管に属することとなった。1885年12月22日、内閣制度の創設とともに、交通関係の事業を統括する官庁として逓信省が発足した。そして郵便事業は逓信省下で普遍的な通信機関として存在してきた。

戦前期逓信省時代の郵便事業に関する研究については、これまで、主に郵便局の経営実態やネットワークの展開といった観点から論じられてきたが⁽³⁾、逓信省の政策と郵便事業を関連付けた研究はまだ出ていない⁽⁴⁾。逓信官僚に着目した研究については、若月剛史による研究⁽⁵⁾、近年では、杉山伸也による逓信省の財政構造の変化と産業政策との関連を数量分析した研究⁽⁶⁾が出ているが、逓信省に総合的に焦点を当てた研究は杉浦勢之⁽⁷⁾の研究以来ほとんど見られず、本格的な研究の進展が望まれている⁽⁸⁾。

1 郵政省郵務局編著『新訂 郵便用語事典』ぎょうせい、1977年、249頁。

2 郵政省編『郵政百年史』逓信協会、1971年、64～79頁。

3 田原啓祐「明治後期における郵便事業の成長と鉄道通送」『日本史研究』第490号、2003年6月、田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題―埼玉県越生郵便局の事例より―」『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月、田原啓祐「戦前昭和期の郵便事業」『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月、小原宏「明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政博物館 研究紀要』第8号、2017年3月、小原宏「明治期における奈良県の郵便ネットワークの伸展」『郵政資料館 研究紀要』第11号、2020年3月、など。

4 逓信省編『逓信事業史』第2巻(逓信協会、1940年)、前掲、『郵政百年史』、藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史 創設から確立へ』(明石書店、2010年)、井上卓朗・星名定雄『郵便の歴史―飛脚から郵政民営化までの歩みを語る―』(株式会社鳴美、2018年)、などの通史では逓信省の官制の変遷についての記述にとどまっている。

5 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2014年。

6 杉山伸也「逓信省財政と産業政策 1885～1940」『郵政博物館 研究紀要』第16号、2025年3月。

7 杉浦勢之「1910年代の逓信省の危機」近代日本研究会編『経済政策と産業』山川出版社、1991年。

本稿では、通信省、地方管理局、郵便官署（郵便局を含む）の關係に注目し、明治後期から大正時代に郵便事業の改革に多大な功績を残した通信官僚・坂野鉄次郎の事例を取り上げ、戦前期の郵便事業政策がいかなるものであったのかについて再検討することとしたい。

① 通信省の組織編成について—中央機関・地方管理機関・現業機関—

(1) 通信省の創立

1885年12月22日、太政官制度が廃止され、内閣制度が創設されるにともない新たに通信省が設置された。これまで駅通（郵便）・管船は農商務省、電信・灯台は工部省の管轄であり、同じ通信事業とはいえ、駅通と電信はそれぞれ異なった系統の下に発達してきたが、これら4局（駅通局・管船局・電信局・灯台局）が編入され、新たに通信及び海運を管轄する省庁として設置されたのが通信省である。「通信」という省の名は、駅通と電信から一字ずつをとって付けられたものといわれる⁽⁹⁾。初代伊藤博文内閣のもと、榎本武揚が通信大臣に任ぜられた。

通信省が創業以来それぞれ異なる省の管轄下にあった駅通（郵便）・電信の両通信事業を併せて管轄することになった背景には、電信事業を管轄する工部省の廃省をめぐって工部省内で電信・郵便の事業を統合するという構想が出ていたこと⁽¹⁰⁾、時の駅通総官野村靖が両事業の統合を力説したことがある。ヨーロッパから帰国し駅通総官に復任した野村は、当時の政府の中心的指導者であり同郷の先輩でもあった伊藤博文や井上馨に対し、駅通（郵便）・管船の2局が農商務省、電信・灯台の2局が工部省に分属している当時の状況の不当性を指摘し、通信・運輸事業の管轄を統一し、さらに一つの省として独立することを提唱していた⁽¹¹⁾。かくして通信省設立は実現し、野村は榎本通信大臣を補佐する通信大輔心得（後に通信次官）に就任し、郵便事業の新たな編成を榎本に建言し実現させていくことになる。野村がこのように主張したのは、やはりこれまで欧米各国の郵政を見聞してきたことが大きいだろう。例えばドイツ、イギリス、スイス、スペインは既に通信事業を統轄する独立した省を設置しており、それ以外の国でも他の省庁に属しながらもヨーロッパのほとんどの国では郵便・電信を併せて管理していた⁽¹²⁾。

内閣が発足して間もない1885年12月27日付の『東京日々新聞』においても、通信省の新設について、「建国以来嘗て耳にもせざる」ものとして、「古の八省と同一の列に加へたるは如何と論ずるものあり」、また「甚しきに至りては彼の駅通と云ひ電信と云ひ灯台管船と云ひ皆な之れ俗務にして政務に非す」と、既に官営として郵便・電信事業が全国的に普及していたにも関わらず、いまだ国家の要務として見られない風潮があることを指摘する一方で、既に通信事業を管轄する省を設置しているフランス、アメリカ、ドイツ等の先進諸国の事例を引き合いに出し、「文明の進歩に促されたと同時に此事務の拡張整理の如何も亦た大に文明の進歩に關係ある事を知らざるべからず」と、通信省設置の意義について論じている⁽¹³⁾。

8 杉山伸也『近代日本の「情報革命」』慶應義塾大学出版会、2024年、370頁。

9 前掲、郵政省編『郵政百年史』、211頁。

10 工部省廃省論議の中での郵便・電信の事業統合の議論については、山根伸洋の論考が詳しい（山根伸洋「工部省の廃省と通信省の設立—明治前期通信事業の近代化をめぐって—」鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社、2002年）。

11 内海朝次郎『通信島の先輩巡礼』交通経済社出版部、1935年、362頁。

12 下村房次郎『交通汎論』三省堂、1889年、88～91頁。

13 『東京日々新聞』（1885年12月27日）（郵政省編『郵政百年史資料』第21巻、吉川弘文館、1971年、62～63頁所収）。

まず官制の変遷の概略を辿っておこう⁽¹⁴⁾。翌1886年2月には通信省官制が制定され、大臣官房⁽¹⁵⁾、総務局⁽¹⁶⁾、会計局⁽¹⁷⁾の3局が加わった。通信省官制はその後めまぐるしく変遷し、明治年間だけでその改廃は21回にも及ぶ⁽¹⁸⁾。1887年3月に駅通と電信は、内信（郵便業務経理担当）・外信（外国郵便、電信担当）・工務（電信業務経理および電信工業担当）の3局に編制され、それまで駅通局の第四部に組織されていた為替課・貯金課が新たに為替貯金局として配置された。なお、通信省の徽章「〒」が制定されたのは、この年の2月のことであった。1890年6月に内信・外信・工務の3局は、郵便業務を管轄する郵務局と電信業務を管轄する電務局に改編されることとなる。その後郵務・電務両局は1893年10月に合併し、通信局となり、1897年に一旦郵務・電務の2局に再び分離されたが、翌1898年に再び通信局に統合され、通信業務は1925年5月に再び郵務・電務に分離されるまで、通信局が一元管理することとなった。

郵便・電信の一元管理と並んで明治期の通信省官制の変遷の中で注目すべき点は、1892年7月の鉄道庁（1893年に鉄道局となる）編入である。国内の鉄道の展開状況を見ると、この頃までに東海道本線（新橋—神戸間）と東北本線（上野—青森間）は全通し、神戸以西は糸崎（広島県）まで山陽鉄道が開通し、九州では門司—熊本間を九州鉄道が開通させており、国内の主要幹線はほぼ完成しつつあった。通信省は交通業務全般を管轄する官庁となったのである。欧米の事例を見ても、一つの省庁が郵便・電信を一元管理する国は多いが、それに鉄道を併せた交通機関全般にまで権限が及ぶのは、日本以外ではオーストリア、ベルギー、スイスのみであった。通信省による鉄道の管轄は、1908年11月に鉄道局が鉄道院と改称され、内閣へ移管されるまで続いた。

明治後期の郵便事業は、一切の交通機関（通信及び陸海運）を管轄する通信省のもとで、発展を遂げていったのである。

(2) 地方監督機関の整備

通信省創立後、電信業務も併せて管理することになったため、新たに地方監督機関の体制を強化、整備する必要が生じた。まず明治19年3月、地方における郵便・電信事務を合同管理するため従来の駅通区編制法が廃止され、地方通信官官制が定められた。これに伴い東京をはじめとする枢要の地14か所（東京、名古屋、大阪、岡山、広島、松江、金沢、新潟、函館、宮城、山形、長野、丸亀、熊本）に監督機関として通信管理局が設置され、それぞれの通信管理局の管轄区域は複数の府県に及ぶ大管区制が採用された。通信管理局は管区内の郵便局・電信分局の業務を併せて管理することとなった。この際に郵便局の等級は従来の五等級制から三等級制に改められた。

地方通信官官制の施行は、榎本通信大臣の下で通信次官を務めた野村靖の建築によるところが大きい。野村は駅通総官時代に、第三回万国郵便連合大会議の日本委員としての出席を兼ねて、1884年7月から1885年9月までヨーロッパへ出張したが、その際にドイツの郵便制度を見

14 官制変遷の詳細については、通信省編『通信事業史』第1巻、通信協会、1940年、通信省編・発行『通信事業五十年史』1921年、前掲、郵政省編『郵政百年史』など。また、山口修「郵便局沿革概要」（同監修『全国郵便局沿革録 明治篇』日本郵趣出版、1980年）は明治年間の通信省官制や郵便局制度の変遷について要領よくまとめている。

15 機密及び監察事務、所属官吏の進退身分に関する事務ならびに大臣に属する一切の事務を掌る。

16 省庁の全部を統轄する局で、局中に数課を設置し、文書の往復、文書の整理、財務の調理に関する事務を分掌する。

17 金銭物品出納事務ならびに通信器具の製作貯蔵に関することを掌る。

18 前掲、通信省編『通信事業史』第1巻、27～31頁。

聞し学ぶ機会を得、それ以後ドイツの郵政に傾倒するようになった⁽¹⁹⁾。

野村は、その献策において、ドイツの交通経済学者ザックス (Emil Sax, 1845-1929) の著書に多大な影響を受けたと思われる。ザックスの著書『経済学及び財政学上より観たる交通機関』によれば、「郵便電信の営造物は道路鉄道軌道等に較ぶれば、之れが建設維持等の費用に多くの資本を要せざるものである。即ち郵便電信の営造物に要する費用中、その最も大部分を占むるものは、吏員に要する費用である。であるから、此営造物を経済的に経営運転するに際して、第一に講究すべきことは、実に吏員の節約を図るに在りて存するのである。… (中略) …即ち交通力の稀薄なる地方の郵便局に於ては、種々なる事務を分科的に細別せずして、可成集合的にするの方針を採り、又其交通力の頻繁なる所に於ては、適当に事務を分科して取扱はしむると云つたやうな方針を採らねばならぬのである。そこで此方針を実行せんとするには、須らく先づ深く意を吏員の撰択、要請、給料等の点に注ぎ、彼等をして服務規律を厳守せしめ、彼等をして一意専心職務に忠実誠虔ならしめ、彼等の表現する働力の能率をして其極度にまで達せしめ、苟くも空に吏員を用ゐ又空に含むせしむるが如きことなきやう努めざるべからず。約言すれば、事業を経済的に経営すると共に、又吏員を経済的に使用することを図らざるべからず」⁽²⁰⁾とある。帰国後、榎本通信大臣の通信次官に就任し、郵便事業の新たな編成を榎本に建言し実現させたが、その内容は、①郵便・電信の両局を合同して郵便電信局を設置、②現業部門と監督部門の区別、③監督機関として、全国の主要地に通信管理局を新設。監察制度の完備であり、まさにドイツ方式の採用であった。

しかし1889年7月、地方通信官官制はわずか3年間で廃止され、代わって郵便及電信局官制が定められた。これにより通信管理局は廃止され、その監督業務は当時全国に45局設置された一等郵便電信局あるいは一等郵便局 (以後一等局と呼称) に移管されることとなった。すなわち一等局は、郵便・電信事業の実務に従事する現業機関でありながら、監督機関も兼ねることになったのである。

この改正は、野村に代わり1888年11月20日に通信次官となった前島密の意向によるものであった。前島は、新聞の普及が文化の向上、社会の発展に寄与すると考え、その普及に郵便は欠かせないと考えていた⁽²¹⁾。当時第三種郵便物 (新聞・雑誌) の料金を5厘に減額するという議論があったが、料金を減額すれば1年間に約10万円の欠損が生じることになる。しかし当時の財政状況から通信省で10万円の欠損があるからといってこれを簡単に国庫から補填できるわけではない。そこで、前島は官制の改正を立案した。すなわち通信管理局の廃止である。通信管理局を置くために費用が17万円かかっていることを指摘し、もしこれを廃止すれば10万円のコスト削減が可能と考えたのである。この目算はほぼ正確であり、地方通信官官制廃止前後の通信省歳出額を比較すると、通信管理局関連の費用が含まれていた「通信本省費」は廃止前 (1889年) の464,497円から廃止後 (1890年) の371,572円と92,925円減額した⁽²²⁾。また、前島は、

19 その姿勢は「ドイツかぶれ」といわれる程で、帰国後に駅通局内に「翻訳掛」を設けて、各国の郵便制度・法令のみならずドイツの交通経済学者エミール＝ザックスの著書などを訳出・刊行させた (通信史研究所編『通信大臣列伝』上、通信研究会、1983年、276～277頁)。

20 野村徳「野村通信事務官の談話 (其二)」『交通』第308号、1903年11月、470～471頁。

21 例えば、前島は1872年に新聞紙送達に関する規則を設けたが、当時は新聞紙自体がまだ発刊されていなかった。しかし『郵便創業談』にて、「時勢は新聞紙を生ずべき期に迫って、而も健全に急速に非常の勢ひで成長発達しさうな徴候が見えたので、何時出来ても差支ない様な準備をして置かねばならない」と述べている。また、「文学のまだ盛にならない時代には論説などは勿論、新聞の種即ち記載する事項を得る事が困難であらうと思つて、特に新聞原稿の送送は郵便免税といふ規則を設けた」とある。『郵便創業談』 (前島密談・太陽記者筆記) (初版は1920年、『鴻爪痕』前島会発行、1955年、572頁)。

中央機関（通信省）と現業機関（郵便局）との間に中間管理機構を置くことの問題点についても指摘し、上下の意思疎通の阻害、事務の渋滞を引き起こす要因となり、しかも大区域制は管区が広大に及ぶ上、区内の膨大な数の郵便局の指導監督の不徹底につながるとして反対した⁽²³⁾。郵便及電信局官制施行時に一等局は45局設置、すなわち概ね府県ごとに1局設置され、ほぼ府県単位の小管区制による管理体制（小区域制一等局制度）が敷かれた。

しかし1893年11月、通信交通機関の整備及び経費節減の趣旨に基づいて一等局（当時は一等郵便電信局と称した）は18局に整理されたため、1つの一等局の管轄区域が拡大し1～4の府県に及ぶようになった（大区域制一等局制度）。そのため、管区によっては二等局が監督業務の一部（指定区域内の三等郵便局の監督事務）を担当することになった⁽²⁴⁾。

1903年3月に郵便及電信局官制が廃止され、通信官署官制が公布されると、東京及び大阪の両地には現業事務及び管理事務ともに繁劇であることを理由として、管理機関として東京・大阪通信管理局、現業機関として東京・大阪中央郵便局（二等局）が新たに設置されたが、同年12月の行政整理により両地の通信管理局及び中央郵便局はわずか8か月で廃止され、管理事務は再び一等郵便局中に統一されることとなった。

地方監督機関は、明治末期まで細かい変更を除けば一等郵便局によって担われていたが、業務形態の複雑多様化、また各種機関の拡大化が進み、管区の拡大により前島が唱えた小管区制のメリットも失われていたため、一等局が現業機関と監督機関を兼任することに次第に不便が生じるようになっていた⁽²⁵⁾。そのため、1910年4月の行政整理に際し、再び通信管理局官制に復帰することとし、郵便・電信の通信業務に加えて海事・電気部門も含めた監督事務は、再び全国13か所（東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・広島・熊本・長崎・長野・金沢・新潟・仙台・札幌）の通信管理局へ委ねられた。その後は管理事務担当機関と現業機関は分割されたまま、1913年6月の行政整理に際して5通信局（東部・西部・北部・九州・北海道）を設置するとともに別に長野、新潟、名古屋、金沢、広島の一等局に監督業務を分掌させた。一年後に勃発した第一次世界大戦を経て通信事業の増進に伴い拡張した各種機関の統制が必要となったため、1919年5月に地方通信官署官制を改正し、7通信局（東京・名古屋・大阪・広島・熊本・仙台・札幌）を設置するとともに別に地方の一等郵便局を指定して各郵便局所の概括的監督に当たさせた。1936年10月に東京通信局を東京都市・東京地方の2局に分割して8局体制となった。

(3) 郵便局の再編成

通信省の創設により、地方における現業機関である郵便局もまた再編成されることになった。

1886年3月の地方通信官官制により各地の郵便局の等級は従来の五等級制から一等～三等の三等級に区分された。郵便局の等級は、地域との関係もしくは事務の広狭といった確然とした基準があったわけではないが、一等局とは都邑港市にして交通頻繁な地にあるもの、二等局とは旧城下町等で一等局所在地に次ぐべき市町にあるもの、三等局とはその他の小村落に設置したものとされる。ただし、先述したように一等局は、郵便・電信・為替貯金の実務に加え、

22 通信大臣官房編・刊『通信省第四年報』、1891年、288頁、および通信大臣官房編・刊『通信省第五年報』、1891年、333頁。

23 『後半生録』（市島謙吉記）（前掲、『鴻爪痕』、137～138頁）。

24 前掲、通信省編『通信事業史』第1巻、73～74頁。

25 通信事業における地方監督機関、すなわち現業と管理事務の併掌、分離如何については明治30年代より『交通』誌上でも議論されている。例えば大観生「地方通信制度に関する意見」『交通』第205号、1899年7月、9～14頁、「行政整理に関する余輩の意見 地方監督機関」『交通』第274号、1902年5月、1～3頁、など。

1889年7月の郵便及電信局官制制定後は通信管理局に代わって監督事務を担うこととなったため、二等局以下に対する指揮命令権が拡大した。さらに町村各所に郵便受取所、郵便切手売下所、貯金預所、一等局の管轄区域が広大で事務が繁多となる場合は支局が設置され、利用者の便宜が図られた。郵便局全体を見ると、明治年間を通して三等局が常に95%以上の割合を占めていた。

また、従来郵便業務は郵便局、電信業務は電信分局と別々に経営されていたが、1886年11月、これらを合併して郵便電信局とすることが定められた。電信の現業部門の推移を大まかに示すと、1887年3月、通信省電信局が廃止されたため、各地の電信分局は電信局と改称され、さらに同一地方で2か所以上の電信局がある場合は、そのうちの1局を本局と定め、他は全て支局と呼ばれることとなった。さらに1889年7月、地域の状況によっては郵便局と電信局を合併し、新たに郵便電信局がおかれた。

郵便と電信の両業務を合併する効用として、まず利用者側の便宜があげられる。そもそも郵便と電信という2つの業務は同じ通信業務と言っても、技術上その性質を異にしているが、互いに離れた二者間の通信を伝達するにあたって、その信書あるいは電報を配達する場合、それを1つの局が一括して行うことは、単に取扱上の便利だけでなく経済上の利点がある。次に経理上のメリットがある。通信省がその事業を拡大するにつれ、人件費の事業費全体に占める割合が次第に大きくなっていったが、郵便、電信両業務の合同が施行されて以来、次第に人件費を減ずることができるのみならず、家屋や備品、消耗品等に関してもコスト削減が可能となった。一方、電信を拡大する場合でも、地方郵便局と結合することによって増設が容易であった。

もっとも、郵便・電信両業務の監督および経理に携わる通信省においては、両業務の技術上の差異から当初郵便は内信局、電信は工務局が分担しており、両業務を一元管理するようになったのは1893年10月に郵務局と電務局が合併して通信局が創設されてからであった。明治後期における郵便、電信両業務の合併はまず末端の郵便（電信）局から進められたといえよう。

したがって、郵便・電信・為替貯金の実務に携わる機関は、郵便電信局、郵便局、電信局と区分され、それぞれに一、二、三の等級が定められた。1889年にはそれぞれ1局を除き一等局（本局）と二等局は郵便電信局となった。三等局の場合、一、二等局と異なり、当初郵便電信局となったものは全局数の2.8%とごく一部であったが、徐々に合併が進み、明治30年代に入ると三等局全体の3割以上を占めるようになった。

1903年3月に至って通信官署官制が公布され、郵便及電信局官制が廃止された。これにより各種現業機関の組織、名称が改められることとなった。通信官署官制第一条には、「通信官署ハ通信大臣ノ管理ニ属シ郵便、郵便為替、郵便貯金、電信及電話ニ関スル事務ヲ掌ル」とあり、第二条に、通信官署として通信管理局、郵便局、電信局、電話局、鉄道郵便局が定められた。郵便電信局は郵便局と改称され、通信官署のうち最も普遍的なものとして郵便・郵便為替・郵便貯金・電信・電話業務を取り扱う機関とされ、改めて一～三の等級で区別された。

一、二等局と三等局を比較すると、その運営および職制のあり方で大きく異なる。一、二等局では国が直轄で運営するという形態をとったが、三等局の場合は、局舎および土地を三等局長らが無償で提供するという請負制が引き続き採用された。職制を見ると、一等局の局長、書記、事務官2名（東京局・大阪局の場合）および二等局の局長、書記には通信省の官吏が在勤したが⁽²⁶⁾、三等局長の場合一、二等局と異なり、通信大臣特定の規則（「三等郵便局長採用規則」）によって採用された。

② 逓信省と郵便事業—逓信官僚・坂野鉄次郎の活動に注目して—

(1) 郵便事業における逓信省の役割

1873年3月10日に出された太政官布告97号において郵便事業を政府専掌とすることが定められて以来、郵便条例においても郵便法においても郵便は国家が経営するものであることを第一に明言している。換言すれば郵便は国家の経営する公益事業であることを明示したものと見える。逓信省は、前章で整理した通り監督業務のみではなく、郵便、為替、貯金、電信、電話事業については現業部門を有する省であり、営造物（これら公益事業の用に提供される人的・物的設備の全体を称したもの）が存在する。郵便事業は運営（動態）からみれば公益事業、人的・物的施設（静態）からみれば営造物という二つの側面があり、逓信省の監督業務の本質は、両側面の調整にあるといえよう。

逓信省が担うべき役割は、①通信事業の政策決定と②通信事業の管理である。①は中央（本省）が担い、②は通信事業の管理単位（この場合郵便官署）が全国的に展開しているため、中央ですべて管理することが困難である以上、管理の権限は地方に分割されることになる。

次節では、明治後期から大正初期に逓信省で活躍した官僚・坂野鉄次郎を事例に、戦前期逓信省の功績と問題点を明らかにしたい。

(2) 坂野鉄次郎について

明治後期以降の郵便事業の整備と発展は、坂野鉄次郎（1873～1952）の存在を無視することは出来ないだろう。前島密が「日本郵便の父」と称されるのに対し、坂野鉄次郎は「郵便中興の恩人」と称せられる（坂野鉄次郎写真）⁽²⁷⁾。

坂野は、1873年11月14日岡山県御津郡野谷村菅野（現在の岡山市北区菅野）の大庄屋の長男として生まれた。俊敏にして活動的で、負けず嫌いな性格であったと言われている。坂野は岡山県尋常中学、仙台第二高等学校を経て、1898年に東京帝国大学政治学科を卒業後、下村宏の薦めで25歳の時逓信省に入省した。

坂野は逓信省入省後、一年間の見習い期間を経て、1899年に大阪郵便電信局管理課長、翌1900年に長野郵便電信局長を歴任の後、1902年に再び本省に戻り、初代の通信局鉄道船舶郵便課長となる。翌年、官制改正により新設された通信局内信課長となる。途中



写真 坂野鉄次郎（1899年）（郵政博物館収蔵、WCB/0008）

26 一等局局长は奏任四等以下、二等局局长は判任と定められた。奏任官、判任官とはともに戦前における官吏の身分の一つである。奏任官は、各省大臣・地方長官等の奏薦に基づき勅裁を経て任命および叙等がなされる官で、1886年の高等官官等俸給令により、勅任官（一等、二等）の下に位置する三等から九等までの高等官と定められた。判任官は高等官（勅任・奏任）の下に置かれた官で、天皇の委任を受けた行政官庁の長によって一定の資格を持った者が任免されるもので、一等から四等までであった。

27 坂野鉄次郎の人物像や通信事業における功績を紹介した文献として、坂野翁伝記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』（通信教育振興会、1952年）、進藤誠一『続・通信事業と通信人』（通信文化社、1977年）がある。

で野戦高等郵便局長を兼務した後、1906年、通信局規画課長となる。2年後の1908年には、東京郵便局長兼通信書記官となる。1910年4月、通信管理局官制制定後に初の大阪逓信管理局長として就任し、1913年6月地方官制の改正により編成された西部逓信局の局長等を歴任した後、1915年12月14日逓信省を退任、大阪電灯会社常務取締役として実業界に入るまでの17年半の間、通信事業の改革に手腕を振るった。通信官僚時代の坂野の業績は実に多岐にわたっているため、全てを紹介することはできないが、郵便事業関連の主な業績を紹介したい。

(3) 通信事業の政策決定—本省時代の坂野鉄次郎—

明治後期における郵便事業は、官営とはいえ政府からの資本投入はほとんどなく、三等局を地方郵便事業の基盤とし、さらに低廉料金を旨とし、最小経費で最大サービスを提供しようとするあり方で、初めから経営困難が予想される有り様であった。そこで郵便に加え、収益の多い電信・電話業務を郵便局が併せて経営することによって、通信事業の統括運営を実現し郵便事業の伸展を図ろうとする考えが出ていた。この意図を継承し本格的に推し進めていったのは、当時の通信次官・田健治郎と通信局長・小松謙次郎であった。

坂野は小松通信局長より全面的な信頼を受けており、坂野は早速通信事業の改革に手腕を振るった。内信課長時代（1903年）から企画課長を経て東京郵便局長（1908年）になるまでの5年間（30歳～35歳まで）が坂野の最も活躍した時代といわれている。

坂野が逓信省に戻った1902年当時の通信局は、郵務・鉄道船舶郵便・電務・工務の業務別に4課に分かれており、人員及び経費の配分等においても相互連絡が十分に取れているとは言えず、事業計画も統一を欠く状況であった。坂野自身、「私の奉職当時に於ては事業の施設計画に関する内規標準と云つた様なものが殆んど無かつた、全然無かつた訳ではないが、単に従来の遣方が口伝えられたりまたは係長とか主任とかがそれを自分の手控として秘蔵して居た位のもので、之等のものも総てが過去の僅かな経験から割出れたものとか、先例を引用したに過ぎなかつた、従つて始めて通信業務に掌つたものには、之れを調査記憶するのに非常な努力を要した、一事件を処理するにも一々記録先例を聞くと云つた風でなかなか容易なことではなかつた」と回顧している⁽²⁸⁾。

1903年12月に逓信省官制が改革され、通信局内の業務別に分けられていた通信局は内信課と外信課に再編成された。この官制改革は、国内の郵便、電信、電話業務を統一し、通信事業を統括的に運営することを意図したものであった。内信課は国内の郵便、電信、電話業務を一括で管理・運営する部署となった。

初代内信課長に就任した坂野はまず内信課を服務（定員、定率、給与、経費）、局所（置局、事務開始、集配）、線路（逓送、鉄道船舶）の3つの係に分類した。この組織改編は、郵便事業の合理化を進める上での第一歩であったといえよう。

また坂野は、逓信省通信局に入ったときの印象と決意について、「私が入った時分には誰ももう前島郵便のことなどいったものはなかつたように思います。一番先に仕事の手をつけたのは、私が逓信省に入ってみますと、何もかもしきたりで、仕事の基礎となる計画的な考えが一つもない。規定というものが全くない。これではいけない。しっかりした基礎のあるものにしてやらなければならない、とこう考えたのであります」⁽²⁹⁾と語っている。そして、「すべて計

28 坂野鉄次郎「懐旧余談」『通信協会雑誌』第154号、1921年4月、34～35頁。

29 1952年4月の第3回郵政記念日の記念祝典後の宴席における記録（前掲、坂野翁伝記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』、63頁）。

画的、企画的にならなければいけない」と考え、1906年10月新たに規画課⁽³⁰⁾を設置し、自らが初代規画課長となった。

坂野は文字通り綿密な実調査を重ね、計画の基盤となる規準を定めていった。まず坂野は、「郵便線路規程」の改正を実施した。1883年に「郵便大中小線路」、1885年に「郵便線路規程」が定められており、既に郵便線路は全国的に編成されていたが、この規程は鉄道線路が東海道線のごく一部の区間しか開通していなかった時期に定められたため、「現時ノ情況ニ適セサル」状況となっていた。1900年9月通信省公達475号で「郵便線路規程」が改正され、郵便線路は通送手段によって通常道路、鉄道、水路、鉄索の4種類に区別され、郵便線路の等級も従来の大中小線路区分では「現時ノ交通力ニ伴ハサルノ観アリ、故ニ新規程ニ於テハ行政上軍事上商工業上等ノ関係ヲ斟酌」して新たに4つの等級に区分された⁽³¹⁾。一等郵便線路は「東京ト台湾総督府・北海道庁・府県庁・師団⁽³²⁾・鎮守府⁽³³⁾所在地及枢要ナル商工業地トノ交通ヲ目的トスル道路」、二等郵便線路は「台湾総督府・道府県庁・師団・鎮守府所在地及枢要ナル商工業地トノ交通ヲ目的トスル線路」、三等郵便線路は「道府県庁所在地ト其管内郡市役所・警察署所在地、若ハ枢要ナル商工業地相互間、又ハ師団所在地ト其ノ管内旅団其ノ他ニ亞ク陸軍軍衛所在地相互間ノ交通ヲ目的トスル線路」、四等郵便線路は「一等乃至三等ノ線路以外ニ設クル線路」である。4等級区分では以前の大中小区分と比較して、府県庁などの政治的重要地や商業発達地に加え、師団や鎮守府などの軍事的的重要地も考慮されるようになった。さらに旧線路規定と異なる点は、郵便物の多寡または発着時間を考慮して郵便線路の便数を標準1日上下各2～4便で定めるよう規定され（第八条）⁽³⁴⁾、郵便線路の始点地における各便の標準差立時刻が定められたことである（第十条）。例えば1日4便の郵便線路の場合、標準差立時刻は、午前10時乃至11時、午後1時乃至2時、午後5時乃至6時、午後10時乃至11時と定められた。すなわち各郵便線路は、まず「行政上・軍事上・商工業上等ノ関係」を斟酌して郵便線路の等級が定められ、次に各郵便線路を往復する郵便物数と郵便線路間の接続状況に応じて1日当たりの便数が定められたのである。この郵便線路規定の改正により、各郵便線路の適正な便数・発着時間が規定され、郵便線路間の郵便物通送において生じていた発着時間の食い違い問題が解消した。

また、「郵便集配規程」の制定も坂野の発案によるものである。集配業務に関する規定は、1885年に「郵便物集配等級規定」によって定められていたが、従来通送便の発着時刻が一等郵便局によって決定されるのに対し、集配時刻の決定は二等および三等郵便局にも委任されていたため、通送便と集配便の発着時間にずれが生じることが少なくなかった。1904年8月に「郵便集配規程」が制定され、これによって各郵便区の集配時刻は一等郵便局長が、土地の状況、通信力等を考慮して、集配時間を定めたため、区内の関係郵便局に令達することとされたので、郵便物伝送時間の短縮に大きな効果をあげることができた。

坂野はさらに集配業務の整備を進め、内信課長時代、規画課長時代と足かけ5年かけて新た

30 「規画」と「企画」という2つの言葉には、どちらにも「計画（すること）」という意味が含まれるが、「規画」にはさらに「はかり定めること」という意味も含まれる。

31 通信大臣官房編・刊『通信省第十五年報』、1902年、154～155頁。

32 1888年の師団司令部条例公布により、対外戦争を主眼としてそれまでの鎮台を改編して設置された、陸軍の戦略単位。歩兵2個旅団を中心とし、師団数は日清戦争まで7、日清戦後に13、日露戦争中に増設し明治末に19となった。

33 海軍軍衛。1876年に横浜と長崎に置かれたのが最初であり、その後1889年に横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4つの鎮守府が開設された。

34 ただし、東京―横浜間（1日上下各17便）、名古屋―大阪間（1日上下各8便）、および島嶼部（1か月10便）は例外であった（前掲、『通信省第十五年報』、155頁）。

に通信地図を調製した。それ以前の集配には、参謀本部作成の地図や集配局長が作成した見取り図が審査の規準として用いられていたが、参謀本部作成の地図は詳細な地名が記載されておらず、また集配局長作成の見取り図はざさんなものが多かった。そのため、新たに郵便局を設置する場合、新設される局が管轄する町村の戸数等の詳細な情報はおろか、地名さえ満足に分らないことも多かったのである。

そこでまず、坂野は「通信地図規程」を考案し、この規程は1904年12月に制定されることになった。それに基づき当時としては多額に及ぶ20万円を投じて通信地図の調製に着手されることとなった。各地で測量技手を雇い入れ、全国の集配郵便局長を総動員し⁽³⁵⁾、1906年末によく全国的な通信地図が完成した。この通信地図には、一般地図の表示事項の他に、道路の里程や集落毎の戸数まで詳細に記入されており、郵便物の集配の順路、時間、回数、所要人数などを計画的に設定する上で重要な資料となった。

1903年11月、通信省は自ら長距離の郵便運送に対応したボギー式郵便専用車6両の製作に着手することとなった。新型の郵便専用車の新造には当時の鉄道船舶郵便課長の職に就いていた坂野も積極的に関与している。坂野は鉄道船舶郵便課長に就任したばかりの頃、大阪まで出張の際、車中事務取扱状況視察のため郵便車に搭乗し、そこで劣悪な車内作業環境を体験した。そして「これではいかん、鉄道郵便係員に気の毒である。……(中略)……何よりもまず郵便車を作ってやらねばならない」と思い至ったという⁽³⁶⁾。1903年5月12日に通信局が申請した「鉄道作業局所管線路ニ於ケル鉄道郵便搭載開始並ニ車室拡張ニ対スル車輛準備方ノ件」(通鉄乙第一二五六号)⁽³⁷⁾には、鉄道船舶郵便課長であった坂野のほか、鉄道係長、物品係長、通信局長の署名捺印がある。物品係は郵便事業用品や郵便切手類の改良、考案、設計、物品調達の事務など、時代に適応した物品の改善および適正な配分を担当する部署で⁽³⁸⁾、郵便車の新造や改良にも関わっていた。ちなみに、この時の物品係長は後の郵便博物館(現在の通信総合博物館の前身)創立の功労者であり、1902年6月の創立時に主任(実質的な初代館長)を務めた樋畑正太郎(雪湖)であった。このボギー式郵便専用車の製作にかかる費用は、1両あたりの製造費8,950円、総額53,700円という、大幅に通信省予算を差し繰る一大事業であった⁽³⁹⁾。

1905年に至り、試験用ボギー式郵便専用車(テユ型)6両が完成した(試験用ボギー式郵便専用車写真)。新造された郵便専用車は、従来の郵便車が抱えていた容積の狭小、車内設備(灯火・暖房等)の不備、激しい振動等の劣悪な作業環境改善のために試験的に作成されたものである。容積は従来の郵便車をはるかに上回る2167立方尺、休憩室・便所・洗面所が設けられ、電機灯、通風装置、スチームヒーターを備えた、当時としては斬新なものであった。これらの

35 1935年3月19日、木挽町灘万本店において開催された坂野鉄次郎を囲む座談会において、坂野は「三等局長も可なり犠牲を払って身銭を切つて調査をやつた、それには本省に於て集配を増すことに依つて集配に対する経費が貰へるといふ楽しみがある。三等局長が人を備つてやつが所もある」と回顧している(「坂野鉄次郎氏に聴く」『通信協会雑誌』第320号、1935年4月、121頁)。甘木郵便局(福岡県朝倉市甘木)四代局長篠田定明の綴った日誌(『明治三十六年 日誌 篠田分』篠田文書179、九州歴史資料館所蔵)によると、実際局長自ら集配地図や函場(郵便ポストのこと)配置図、局沿革録などを作成していたことが窺える(田原啓祐「『福岡県史』史料紹介14 篠田文書『日誌』にみる明治期三等郵便局長の活動」『西日本文化』503号、2022年7月、77頁)。

36 前掲、坂野翁傳記編纂会編『坂野鐵次郎翁傳』、123頁。

37 「鉄道郵便車関係雑書綴」(郵政博物館収蔵、BA-A178)。

38 物品係はその事務遂行のため、必要な調査研究上多くの資料や参考品の収集に努めたが、これら収集された参考品は次第に数を増したため、1899年に通信省構内に陳列所が設けられ、整理展示されることになった。これが郵便博物館の嚆矢である(通信博物館編『通信博物館七十五年史』信友社発行、1977年、11~14頁)。

39 「見積書」(前掲、「鉄道郵便車関係雑書綴」)。

郵便車は、1907年より主要線路である日本鉄道会社の東京―青森線および官設鉄道東海道線・東京―神戸線にそれぞれ3輛ずつ配属され、各便の最も繁忙な便に運用され、毎日約400個の郵袋と9人の乗員を乗せていた⁽⁴⁰⁾。このテュ型ボギー式郵便専用車は、以後80年間に及ぶ日本の郵便車の源流となる本格的な郵便専用車であった。

(4) 通信事業の管理―地方通信官吏時代の坂野鉄次郎―

1908年12月、坂野は本省生活にピリオドを打って、東京郵便局長に就任した。翌1909年7月通信官吏練習所長(同年11月通信官吏練習所に改編され初代所長となる)を経て、1910年4月、通信管理局管制制定後、初の大阪通信管理局長として、東京を離れ大阪へ赴任した。本省時代と比べ地方官吏時代の坂野の活動について目立った記録は残っていないが、通信管理局長会議などにおける発言からその仕事ぶりがうかがえる。本節では、通信管理局長(通信局長)会議事録から、地方監督機関の役割を伺うこととしたい。

まず、1章で概説した、中央機関(通信省)―地方管理機関―現業機関(郵便局)間の連携についてみておきたい。

三等郵便局は郵便取扱所時代から窓口機関として数が多く、しかも、山間へき地にまで散在しているので、監督機関においても局ごとに指導監督することは困難であった。そのため1875年ごろから一定区域内の郵便取扱人らに対し、相互に業務の知識を得るため研究会を開催させた。1885年9月、「郵務研究会規程」により集会の準拠が定められ、翌1886年三等郵便局制度が制定されてからは、局数の増加、業務の多様化を反映して研究項目も多岐にわたったので、1894年9月郵務研究会を廃し、「三等局長協議会」が制定され、一歩前進することとなった⁽⁴¹⁾。通常は各管内において例えば横浜監督区内駿河国三等局長協議会の場合駿河国(静岡県中部・北東部)内の三等郵便局がブロック(第一区、第二区…)ごとに部会を開催し、年一回開催される三等郵便局長協議会の場で議事順序に沿って意見交換がなされていた⁽⁴²⁾。その際、同区の監督機関の長である一等郵便局長もしくはその代理(同局監理課長・通信属)が臨席していたが、形式的で問題解決にはほど遠い存在であった⁽⁴³⁾。三等郵便局長協議会での決議事項を本省へ建議するシステムが十分に備わっていなかったためだと考えられる。

1910年3月28日、勅令第90号により通信管理局官制が交付され、4月1日から施行された⁽⁴⁴⁾。全国を13管区に分け郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、電信および電話の管理に関する事務、電気事業及び船舶海員の監督に関する事務をつかさどる通信管理局が新設されたことにより、一等郵便局の管理事務兼掌が廃止された。これにより本省と現業機関を連携する体制がようやく整ったと言えよう。

同年5月10日に各通信管理局長が通信省新庁舎に召集され、翌11日から21日まで第一回通信管理局長会議が開催された⁽⁴⁵⁾。第一回通信管理局長会議の内容に関する資料は残っていないが、郵政博物館は翌年4月に開催された第二回通信管理局長会議の議事速記録を収蔵している⁽⁴⁶⁾。以下、同資料から通信管理局長会議について簡単に紹介しておこう。

40 郵政省郵務局編・刊『鉄道郵便のあゆみ』1952年、274頁。

41 前掲、『郵政百年史』、244～245頁。

42 『三等局長書類綴 自明治三十一年至昭和二年』(郵政博物館収蔵、AKA/0053)。

43 前掲、『郵政百年史』、315頁。

44 『通信公報』第5464号、1910年3月29日。

45 通信大臣官房編・刊『通信省第二十五年報』、1912年、13頁。

46 『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』(郵政博物館収蔵、AGA/0001)。

第二回通信管理局長会議は、1911年4月20日～22日（第1回～第3回）、26日（第4回）、28日（第5回）、5月1日（第6回）の計6回開催され、各回の開催時間は午前10時前後で第1回、第3回以外は、昼休憩をはさんで午後にも及ぶ。この期間に7件の諮問事項、46件の建議事項、各通信管理局から提出された51件の参考事項を取り扱った⁽⁴⁷⁾。出席者は13名の通信管理局長でそれぞれ番号が付されており、大阪通信管理局長である坂野鉄次郎は二番であった⁽⁴⁸⁾。初日の冒頭に通信大臣後藤新平より訓示があり、議長は毎回通信次官が務めた。会議はまず通信省本省の各局から提出された諮問事項の審議から始められた。議題は通信省が管轄する全ての部門に及ぶため、番外に本省の各局長と書記官が控え、通信管理局長らとの質疑、議論に応じ、意見が出そろったところで議長が意見を纏めた上で可否を問い、議決または保留の裁定を行うといった手順で進行した。続いて建議事項、参考事項について議論されるが、建議・参考事項の処理結果については次年度の通信管理局長会議の場で報告された⁽⁴⁹⁾。

末尾の付表は、「第二回通信管理局長会議」で提出された諮問事項・建議事項・参考事項及びそれらの処理結果をまとめたものである。取り上げられた議題は、簡易郵便局の設置方法について（諮問事項一）や、三等局長協議会制度を廃止するか否か（諮問事項二）など重要な議題もあるが、議題のほとんどは通信事業の拡大、時勢の変化に伴う業務内容の変更や調整の要望が中心であった。

中央（通信省）による現業（郵便局）の二段管理では、多部門に展開する大小様々な事項に対し、調査等に少なからず労力が費やされ、地方の小地域の需要を考慮するのに多くの困難が伴うため、監督が十分に行き届かない問題がある。しかし要所に通信管理局という中間的管理を配置することにより、管理費が増加するという問題点があるが、地方の小区域に至るまでの実情を従来以上に斟酌することが可能となるというメリットがあった⁽⁵⁰⁾。

通信管理局の設置により、ようやく通信省の管理体制が形を成したと言えるが、地方における通信事業（郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、電信電話、電気、船舶海員）の実情を正確に把握し中央へ建議するためには、通信管理局の官吏に高い監理能力が要求される。この地方官制の大改革に際し、本省の課長事務官の多くが通信管理局の局長・部長に赴任した理由はここにあると思われる⁽⁵¹⁾。

特別会議の審議を経て議決した建議事項、参考事項であるが、翌年1912年4月9日～20日に開催された第三回通信管理局長会議において本省による処理結果は、ほとんどが「否認」であった。議長・小松謙次郎次官は処理の方針について、「尚御注意ニ一言シテ置キマスカ、此ノ第一回、第二回建議事項ヲ調ヘルニハ、本省テモ随分骨力折レルノテ、ソレテ成ルヘク一応ノ片ハ付ケテ行キタイト云フ考ヘテアリマスカラ（後略）」と述べている⁽⁵²⁾。文書課長から処理結

47 「明治四十四年 第二回通信管理局長会議提出 諮問事項 建議事項 参考事項」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収）。通信管理局長会議開始に際し、事前に通信管理局長らによる特別会議が開催され（日時、場所は不明。議長は東京通信管理局長棟居喜九馬）、そこで提出された建議草案は272件、事項数は323に及んだ。審議の結果、建議案として成立したのが111件、参考として提案したのが59件、否決になったのが59件、誤解があったために撤回したのが94件で、さらに整理して最終的に決定した建議事項46件と参考事項51件が通信管理局長会議に提出されたものである（「第二回通信管理局長会議々事速記録第六号」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収））。

48 同会議に出席した通信管理局長は、番号順に棟居喜九馬、坂野鉄次郎、河合鼈、加藤敬三郎、藪内敬之助、角源泉、小森七郎、蒲浦久四郎、杉精三、宍戸省三、木槻幸吉、森義一、多田稔の13名。

49 官房文書課『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』（郵政博物館収蔵、AGA/0002）。

50 渡邊音二郎『増補改訂 通信事業経営論』交通経済社出版部、1942年、236頁。

51 平塚米次郎「西の丸殿」『坂野翁赤裸々集』、1940年、7頁。

52 前掲、『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』、88頁。

果が番号順に淡々と報告されたのみであったため、東京通信管理局長・棟居喜九馬が「ドウモ唯今ノ御報告タケテハ甚タ要領ヲ得ナイ、何故ニ否認テアルカト云フコトハ私共サツパリ分ラナイ」⁽⁵³⁾と述べたように、逓信管理局長側から不服とする意見が出ている。

また、逓信管理局長会議では、諮問事項の審議及び建議事項の一部を中心とした議論に終始しており、逓信省の政策運営に関わる根幹的な問題については取り上げられなかった。例えば、明治後期には世の中が物価騰貴の状況にある中で三等郵便局員の給与が据え置かれたことにより局員の職離れが進み、人員増加がなされないまま多様化する業務への対応を強いられるといった三等局の待遇悪化が深刻な問題となっていたが⁽⁵⁴⁾、この根本的な問題について、この会議において最初に発言したのは坂野であった。会議最終日の冒頭に坂野から議長に願い出て行った発言は、議事録にして20ページにも及ぶ長大なものであった。そのうち、上記の問題に関連する部分を引用しておこう。

「(前略) ソレカラ通信局ノ関係デ御願ヒヲシテ置クコトガアリマス、先ヅ以テ御願ヒシタイノハ、現在地方ノ状況、殊ニ私ノ管内ノ状況ニ於テハ一主トシテ現業傭人ノコトニ就テ申上ゲマス、通信事務員モ含ンデ居リマスガ、他トノ権衡上定率ガ低イ、一般ノ会社トカ色々ノ職工傭人ナドニ比ベテ見テ低ウゴザイマス、デスカラ定率ヲモ少シ増シテ頂戴シタイト云フ考ヘヲ有ツテオリマスガ、ソレヨリハ現在ニ於テハ非常ニ勤務ノ時間ガ長イ、服務ノ時間ガ長イ、平均ヲ取タモノガアリマスデゴザイマスガ、十三時間余モ従事スル訳ニナル、サウシテ休暇ガ無イ、之ニ付テハ全般ニ互ツタ建議ニモアリマスシ、色々アリマスデゴザイマスガ、現在ノ状況デハ、元々定員ノ査定ト云フモノガ予備員ト云フヤウナモノハーツモ見テナイ、集配人、送送人ト云フモノニ対シテハーツモ見テナイ、然ルニ事実ニ於テハ欠員ガ仲々多イノデアリマス、其欠員ヲ補充シテ行キマス点ニ於テハ、給料ノ低イト云フコトモアリマスガ、勤務ガ非常ニ苦シイ、先日モ議長ヨリ御話ガアリマシヤウナ風ニ此点ハ余程御考ヘヲ願ヒマセスト、余程困難ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ實際ハサウ云フ風ノ有様デアルニモ拘ラズ、色々仕事ヲヤルトキニ先ヅ此位ナラ辛抱ガ出来ルダラウ、定員ヲ増ス程デハ無イ、今ノ定員ノ中デ余裕ガアラウカラト云フノデヤラレル、一時ニ大キナ仕事ガ来ルト定員ヲ増シテ頂戴スルコトガ出来ルガ、……前ニハ服務時間ガ十二時間ノヤツヲ十二時二十分ノ平均ニシ、或ハ三十分ノ平均ニスルト云フヤウニ次第々々ニ増シテ来タ関係デ、カウ云フ状況ニナツテ来テ居ラウト思ヒマス、給料ハ四十銭以上遣リマスト人ガ来ルノデアリマスガ、勤務サセテ見ルト、二年間ニ終始変ハル、事務員ノ方ノ関係ニ於キマシテハ、現在ノ状況デハ給料ヲ増シサヘスレバ、今ノ定員ガ出入リスルコトガ非常ニ少ナクナル、出入リガ無クナルト定員ニ幾ラカ都合ガ付クト云フヤウナ訳デアリマスガ、現業傭人ノ方ハ今ノ人間デ手一杯ノ仕事ヲサセテアル、少々給料ヲ増シテモソレ以上ノ働キヲサセル訳ニハ行カヌト云フヤウナ状況デアリマス、其点ヲ一ツ是非頭ニ置イテ頂戴シタイ、今ノ現業傭人デ足リルダラウト云フヤウナ風ニ思召シテ仕事ノ計画ヲシテ下サルト、甚ダ實際ニハ困難ヲ来スコトダラウト思ヒマス、(後略)」⁽⁵⁵⁾

53 同上、101頁。

54 伊豆三等局長協議会が逓信大臣野村靖に提出した建議書「伊協第八号 三等局局員ノ制度ヲ改メ以テ斯業ノ整頓ヲ図リ度件」(1897年11月28日)の案文には、「局員其人ヲ得ハ事業由テ挙リ整頓其宜キヲ得、況ヤ郵便物ノ増殖今日ヲ以テ前年ニ比スレハ実ニ倍蓰スルモノアルヤ局員ノ責又実ニ大ナリ、而シテ業繁ニ給薄ク以テ其勞ヲ償フニ足ラス是ヲ以テ中途其業ヲ転スルモノ又尠シトセス、之レ畢竟スルニ待遇如何ニ厚カサルナシ故ニ今切望スル処ハ定員ヲ定メ以テ技術員ト同一ノ待遇ヲ蒙ルニ在ルナリ(後略)」とある(『三島三等局長関係古文書綴』(郵政博物館収蔵、GDB/0047))。

55 「第二回逓信管理局長会議々事速記録第六号」(前掲、『逓信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収)。

これに対する通信局長（小松謙次郎）の発言は、「各種御希望ノ点ハソレソレ調査ノ上又來年度ノ本会ニ於テ其結果ヲ御話スルコトデアリマスカラ（後略）」⁽⁵⁶⁾と答弁するにとどまっている。この問題に真っ向から取り組むという姿勢が本省側からは感じ取れない。これは、会議初日の通信大臣後藤新平の訓示にも見て取れる。

「(前略) 通信事業ナルモノハ、現業備人ヲ本トシテ働カネバナラヌモノデアリマスカラ、現業備人ニ対シテ其精神ノ修養、衛生の施設、慰藉奨励等ニ対シテハ、所謂信愛主義ヲ以テ之ニ蒞ミ、家族的活動ヲ以テ其遂行ヲ完ウスルト云フコトニ努メラレムコトヲ希望致スノデアリマス、(中略) 我カ通信事業ノ地方ノ間ニ行ハレテ居ル所ノ此の給与厚薄ノ議論杯ハ、固ヨリ之ヲ等閑ニ附スルコトハ出来ヌコトデアツテ、同情ヲ以テ顧ルベキコトテハアリマスケレトモ、(中略) 併シナカラ此等ヨリ生スル所ノ無用有害ノ議論ヲ醸サナイヤウニサセルト云フコトハ、前段申述ヘタヤウニ信愛主義ノ主張、家族的活動ノ完キヲ致スコトニ依テ十分予防シ得ルコト、考ヘテ居リマス、(後略)」⁽⁵⁷⁾

むすびにかえて

本研究では、管理機関としての通信省という視点から郵便事業を見てきた。

通信省は、郵便事業の普及発達を助長するため、通信局内の整備、通信系統の整備（郵便局の整備）、通信網の幹線・支線の合理的配置（郵便線路の再編）、郵便局間の郵便物通送において民間交通機関（鉄道や船舶）を利用する場合の調整などを行ってきた。それらの施策は主に郵便事業の発展に伴い生じた問題への対処であった。

また、地方管理機関については、行政整理や事業の拡張、複雑化に伴い、地方管理局制度の一旦の設置とその廃止、一等郵便局の地方管理業務兼掌など、試行錯誤を繰り返してきたが、1910年の地方通信局設置により、中央と現業を結びつける三段の管理体制が確立した。地方管理局自らの調査結果、三等局長会による現場の声を斟酌し本省に建議する、通信管理局長会議も開催され、地方管理体制は一定の成果を上げたと言えるが、議題のほとんどは通信事業の拡大、時勢の変化に伴い生じた比較的小さな問題への対処、調整であり、三等郵便局の待遇問題のような根本的な問題は、大正時代以降も問題提起されながらも解決の見通しが立たなかった。

これまで見た限りでは、根底で通信事業、郵便事業を動かす「政策」「方針」といったものを見出すことが出来なかった。通信事業の持つ本質（公益性、普遍性、発展性）に従い拡張と再編成を繰り返してきたように思われるのである。

（たはら けいすけ 郵政博物館首席学芸員）

56 同上。

57 「第二回通信管理局長会議議事速記録第一号」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収）。

付表 第二回通信管理局長会議提出諮問事項・建議事項・参考事項

I 諮問事項

項番	事 項	提出局	結果
1	左記の方法により簡易郵便局を設置するの可否 (1) 簡易保険局の等級は三等とす (2) 局長の採用及含む規約に関しては一般三等郵便局長の例による (3) 局長には手当を支給せず定額(月額金5円)を給す (4) 取扱事務は左記の範囲による 郵便切手及び収入印紙の売捌き 書留通常郵便物並びに書留及び普通小包郵便物の引受 留置郵便物の交付 (5) 窓口の設備を必要とせず (6) 開局時間は午前6時より午後10時までの間に於いて一日8時間とし、取扱時刻は監理局長の定むるところに依る (7) 所轄集配局との連絡は集配人に依る	通信局	否認
2	三等局長協議会の制を廃止するの可否	通信局	否認
3	無集配局をして逓送事務を取り扱わしむるの適否	通信局	賛成
4	私設郵便規則別冊の通制定するの可否	通信局	委員付託
5	電気事業法の実施と共に通信管理局における電気事業監督事務を拡張せんとするも別に交付すべき定員なきに依り現定員を以て之を掌理せしむる見込みなり之に対する意見如何。	電気局	賛成
6	共同貯金の制度は往々にして送金方法に悪用せらるるの弊なきにあらず、之が取締の方法として其の取扱いを据置貯金に限定するの可否	貯金局	否認
7	郵便貯金通帳の様式を別冊の通改正せむとす、其の可否	貯金局	保留

II-1 特別会議議決 建議事項

項番	事 項	処理結果
1	左記事項を通信管理局長限り先決せしめられんことを認む (1) 規定予算内に於て吏員を管轄区外に派遣すること (2) 据置貯金の払戻を許容すること (3) 逓信省省章通信日付印及郵便切手類の模造を許容すること (4) 予約新聞電話を許容すること (5) 既達経費の範囲内に於て通信生養成人員を増加すること (6) 事業規画事務に関する左記例示の如き経緯なる事項を処理すること ア) 事務の開廃及局舎の移転等にして決裁済のものに対する施行月日を定むること イ) 経費の増加を要せざる範囲に於て一里以上又は一市区以外の地を電報直達区域に編入すること ウ) 電話呼出地域、同加入区域を設定変更すること エ) 逓送人兼掌集配の設定又は変更及之に伴う集配費の改訂 オ) 経費に増加を来さざる範囲に於て逓送線路に於ける後押又は先挽補助人を設定変更すること (7) 郵便局臨時出張所又は臨時分室に派遣すべき吏員の員数を定むること (8) 特定三等局々舎構造を許容すること (9) 定員に異動を来さざる範囲に於て郵便効能主管区域を定むること (10) 便数に応じ一定の標準を設けられ其の標準に基き鉄道郵便係員湯提供所を開設変更すること (11) 僅少の電柱移転及特設電話加入者移転等の場合に於て不注入電柱を使用すること	改正方手続中 処理済 否認 否認 否認 否認 実行しつつあり 否認 前段は改正方手続中、後段は否認 改正方手続中 改正方手続中 改正方手続中 改正方手続中 否認 檜材を除きその他は否認
2	事務の簡捷を図るため諸報告並請書類を整理統一せられんことを望む殊に左に列記のものは廃止及改正の要あるものと認む (1) 通信事務概要表様式の一部を改正の上廃止差支なしと認むるもの ア) 郵便私書函報告 イ) 郵便切手収入印紙売捌所及郵便函数報告 ウ) 電話加入区域内通話発信数並料金報告 エ) 電話加入区域外通話区域通話発信数並料金報告 オ) 逓送及集配(配達)用船車馬数報告 (2) 廃止差支なしと認むるもの ア) 逓送監視成績報告 イ) 予約新聞電話料金還付報告 ウ) 現業備人定員外使役報告内訳表 エ) 海軍部官吏の発着報告 オ) 通信管理局長専決施行及担任事項報告規程第十九項(海軍部六級俸以下書記進退) カ) 共済組合に関する振替貯金払出用紙使用調書 キ) 共済組合の救済金給与方上申に対し添付する支部局長の意見書 ク) 三等局長採用手続第三条に規定せる第二号書式の請書 ケ) 私設電信電話の許可に対する請書 コ) 私設電信電話へ対する命令の請書 ク) 特設電話認可請書 (3) 全然廃止するか又は報告回数減じ得べきと認むるもの ア) 共済組合員現況報告 イ) 共済組合掛金徴収事故報告 ウ) 同 整理報告 エ) 共済組合過徴掛金整理報告 (4) 様式の改正し要求を待たずして本省にて令達し得るものを省略し要求書を要する費目に関しては詳細なるものと充分之に重を置かれたるもの ア) 予定経費要求書 (5) 本省に於て調査し得べきもの又は同一事項を各局課より重複照会を受たるものにして廃止又併合し得へしと認むるもの ア) 拡張費用支分に属する技手の氏名俸給等四十四年五月官房監理課長より報告方通牒ありたるも右は通信局において指定するものなるにより本省にて分明すべきものと認む イ) 技手の新任、転任等の場合において秘書課長よりその履歴書回送方照会あるも技手は本省直轄員なるにより通信局に就き調査せらるることを便と認む ウ) 嘱託員の氏名報酬額報告の如きは通信局長、官房監理課長、秘書課長等より各別に紹介を受けたり、然るに本件は大臣の承認を経て後決定するものなるにより本省において調査し得るものと認む、たとえ文明せざる点ありとするも少くとも最初提出したる報告を以て爾後の処理を了せられたし	否認 否認 否認 否認 否認 改正方手続中 改正方手続中 否認 処理済 処理済 処理済 調査中 改正方手続中 処理済 処理済 改正方手続中 否認 調査中 調査中 調査中 改正の見込み 処理済 本件は自然廃止となれるを以て其旨通知済 出来得る限り実行の見込 出来得る限り実行の見込
3	業務改良に関し本省若し郵便貯金局に提出したる具申若し意見に対しては速に審査の上其の採否を決定し其の可なるものは速に実施せられ其の否とするもの若し速に実行し得ざるもの等に対しては一々理由を回示する等審査及取扱手続を制定内示せられんことを望む	本省審議会により全て議了

4	常に事務に使用すべき法規便覧類は之か加除訂正を速かにし且つ其の訂正方法を簡易にせられんことを望む殊に左の各項は速に改善を加えられんことを望む (1) 振替貯金加入者名簿は通信公報の告知に依り一々訂正を加える現在の組織なるか斯くては頗る手数なるのみならず現在の分は訂正に訂正を加え今日に於ては殆ど訂正を加えるの余地なき有様なり (2) 小包郵便物送達管区表は異動多なるにも不拘編成以来一回も訂正書の交付なく従て其の大部分は補筆訂正したるものなれば殆ど使用する能わざるに至れり (3) 通信区画便覧の加除訂正は頗る緩慢にして今仮に本年四月に於て郵便区画の変更ありとせんか各管理局は規程第一条に依り七月之が訂正書を本省に提出し本省に於ては之に依り訂正書を発行するものなるが故に其が頒布せらるるは少なくとも九月乃至十二月たるを免れず	協議事項として提出 考案中 調査中
5	局務の繁閑と其の規模の大小とに対しては各種の執務方法に相当斟酌を加へられんことを望む (1) 特殊郵便物引受帳 (2) 約束郵便物引受帳 (3) 郵便送達帳 (4) 行囊送達帳 (5) 郵便差立帳 (6) 郵便到着帳	行政整理事項として調査中
6	其の數に於て比類なき従業員を有し其の組織及手続の極めて浩瀚ある我通通信業務に在りて其の業務を説明し各員の職務範囲を知せしめ其の智識と才能とを教養習熟せしむべき教科書書籍なく殊に通信生養成用の教科書すら一定のものに欠き一々各教官の頭脳に委任せられあるが如きは遺憾の場合頗る多し速に適當なる指針及教科書の類を編纂頒布せられんことを望む	従業員については否認、通信制については可決
7	現業吏員以下精勤者に対し徽章感状等交付規程制定の件	処理済
8	現業勤勉手当の支給回数を増加せられんことを望む	否認
9	年末年首繁忙期に於て繰越郵便物多き普通三等局員に一二等局及特定三等局員同様手当を支給せられんことを望む	否認
10	電話交換手時補採用年齢満十八年以上とあるを満十六年以上と改定を望む (四十一年十一月公達九三八号雇員規程第五条第一項第四号)	改正済
11	判任官五級俸以上の増俸期を五級俸以下同様に年四回に改められんことを望む	改正方手続中
12	郵便規則中改正意見 (1) 受領証若し証書と引換に金員を受取り得べきものも現金取立と為し得ることに改正を望む (2) 書留通常郵便物をも代金引換と為し得ることに改正を望む	改正済 改正方手続中
13	郵便貯金規則中改正意見 (1) 現在高証明ある貯金通帳に対する即時払の制限金額を高むること	諮問事項に含蓄して提出
14	料金徴収上及郵便電信取扱上に関する特別区域を左の通整理すること (1) 市内電報の発受区域を郵便規則第七十二条の一の郵便区 (同一郵便区内と見做さるる連絡せる他の郵便区内を含む) と同一とすること (2) 現金取立及為替居宅払に請う同一区内は郵便規則第七十二条の一の郵便区 (同一郵便区内と見做さるる連絡せる他の郵便区内を含む) と同一とすること	調査中 調査中
15	鉄道停車場をして郵便物受渡の爲め出場する運送人に其の事務室の一部無料提供若しくは貸与せしむることを本省に於て夫々其の向と交渉せられんことを望む	時期を見て協定する筈
16	郵便行囊の洗濯方法を定むること	否認
17	官庁用及私設電信電話許否の方針を速に確定し之を通信管理局長の専決に委せられんことを望む	制限外架設は処理済、その他は調査中
18	計画案は各事業を通じ毎年度二月末日迄に總て之を提出することとし之に依り新年度に於ける各管内の改良事務を本省に於て調査し監理局長会議の際其の分配予算を決定することに改められんことを望む	成るべく建議の趣意に合うよう努むること
19	給料予算の範囲内に於て雇員定員内使役の途を開き又雇員定員外使役の制限を拡張し尚雇員欠員欠勤の場合休業者に臨時服務を命じたる時特別手当金給与の制を設けられんことを望む	調査中
20	雇員備人の給料定率及通信生手当増加並定員外臨時使役の場合に於ける日給額制限増加の件	否認
21	三等局渡切費支給方法に対する改正意見 (1) 季節に依る事務繁劇に対し事務費算出人員の割増を認むること (2) 三等局事務費中一二等局市内局所とその他の局所と經費の流用を認むること (3) 三等局事務費算出上夜中割増時間を午後十時より午前五時迄とすること (4) 事務費改給の場合は二割以上の増減あるときに限られ居るも右制限を一割以上に改むること (5) 普通三等局電報配達費を運送集配費の如く現給給月額の範囲内にて管理局長限り管内各局間に随時流用し得ること (6) 電報別使配達費通数に対する割増は割増歩合を通数に反比例して遞減する筈なるも實際の状況は日により時により使役上著しき差違あるを以て寧ろ通数割増を廃止すること (7) 渡切經費の一部改給報告を毎月一回報告とす (8) 特定三等局局舎料算出標準に建物償却費を加へること	可決 処理済 否認 否認 改正の見込み 各局の意見を取纏め 改正方手続中 否認
22	請願電信維持費免除期間を三か年に短縮せられんことを望む	否認
23	電報配達人員算出に関する改正意見 (1) 配達丁程は實際に依らしめず着信一通宛を配達せしむる事として算出することに改正のこと (2) 一二等局特定局電信部定員の件 (3) 普通三等局配達費算出内規中着信有料電報通数を配達通数とすること (4) 同上通数に対する人員の差を一分宛に改正のこと	否認 否認 改正方手続中 調査中
24	特設電話制度改善に関する意見 (1) 加入の爲め設備したる物件は開通と同時に国庫の所有に帰せしむること (2) 新設増設の場合に於て局内設備費に対する寄附徴収の方針を確立すること (3) 特設電話規則中に特設電話加入者組合に関する規定を設けること (4) 特設電話連接加入登記料を普通電話の丁地と権衡を得せしむる様改正すること (5) 加入区域を普通特別の二種に分ち維持料の徴収方を普通加入区域内各加入者は平均負担とし特別加入者は普通電話の如く距離に依り相当維持費を徴収することに改正すること (6) 左記寄附の決定及取消方は管理局長の専決に移すこと (7) 交換機に余裕ありて機械増設等工事を要せざる場合局内装置費に対し寄附せしむる件 (8) 加入申請者にして其の申請を取消したる場合の寄附額取消の方針	否認 増設については処理済、新設の件は否認 否認 否認 否認 否認 否認 否認
25	電話期節交換加入の制を設け併せて臨時加入電話の制を設けられんことを望む	否認
26	電話通話区域設定標準を改正し会戦関係の許す限り通話区域を拡張せられんことを望む	処理済
27	一二等局電話通話時限を無制限とせられんことを望む	処理済
28	電話呼出事務取扱の拡張を計る事	否認
29	電話拡張費所属の職工備人定員を置くこととし現定員外に増加せられんことを望む	四十六年度予算編成の際決定すること
30	工夫旅行の場合出張帰着増給及急行実費を支給するの制を廢し相当旅費を支給するか若しくは出張増給前渡の制を設けられんことを望む	四十六年度予算編成の際決定すること
31	職工、工夫勤加給は彼是流用し得ることに改正せられんことを望む	調査中
32	電池用品は分任官所属として取扱はしめられんことを望む	否認
33	歳出予算の類費を廃止せられんことを望む	調査中
34	特定三等局監視員に制服を貸与することに改められんことを望む	調査中
35	会計法第二十四条第一項第七号中千円を二千円に改め尚競争入札の広告期間を相当に短縮せられんことを望む	改正方手続中
36	土地の状況に依り通信管理局長に於て必要と認められたるときは運送人制服を法被式と為し得ることに除外例を設けられんことを望む	否認

37	制服にして夏期一著より交付なきものは洗濯せざる可からざる場合に於ても洗換なく差支不少に付夏服は特に二組交付のことに改められんことを望む	否認
38	船舶検査法第十八条に掲げる小型船舶の検査準則を制定し速に各地方長官をして之を施行せしめられんことを望む	調査中
39	船舶検査法施行細則第五十条及第五十一条に規定する近海航路及沿海航路の区域を延長せられんことを望む	調査中
40	遠洋航路を航行する帆船に対し食料及飲用水の検査を行い且必要な薬品を備えしめられんことを望む	否認
41	船舶職員法第一号表中に旅客船と純貨物船とを区別し船舶職員以外の乗組員の定員を追加せられんことを望む	否認
42	日本の湖川港湾のみを航行する外国船舶に対し船舶職員法を適用することに改められんことを望む	改正方手中
43	定員を増加して休日と雖も特別の手数を徴収し船舶検査を執行するの制を設けられんことを望む	否認
44	開港々則に関する事務を海軍部所管に移されんことを望む	調査中
45	船員法事務は通信管理局をして其の管轄区域内の監督を為さしめられんことを望む	調査中
46	特に航行区域を限定したる内種運輸士免許を制定せられんことを望む	調査中

II-2 建議事項（東京大阪長崎地方海員審判所長として提出）

項番	事項	処理結果
1	理事官会議を毎年一回以上開催する件	経費の許す限り開催すること
2	理事官の新版不要報告を廃止して毎月末理事官事務の概況を記載したる統計的報告をなすに止めること	統一上必要に付廃止する能わず（否認）

III 特別会議議決 参考事項

項番	事項	提出局	処理結果
1	管理局長職務規程第二条四十六より四十九の場合に於ける公達を告知の形式に改める件	熊本	
2	一、二等局庶務係に属せる左の事項を郵便課又は通信課に配属せられたし	広島	処理済
3	左記証票を廃し視察員見合印鑑を吏員証票に改め必要の場合身分を証明せしむることに改正せられたし 電器検査空入証 電報原書査閲章	長崎	
4	電話交換手見習人員算出方改正の件	札幌	否認
5	現行通信官署雇員規程中現業員にして一定の期間皆勤の者に対しては宿明以外の慰労休暇を付与し得るの条項を設けられんことを望む	東京	
6	共済組合事務の取扱方日を逐うて繁雑を来せるに付其の手續を簡便ならしめられたし	長野	前段は否認、後段は処理済
7	特別任用の規程に依り在職したる初期を退職後再び書記又は書記補に任用する場合更に銜の手続を要せざることに改正の件	札幌	否認
8	明治二十二年制定にして三十三年九月改正せられたる通信官署職員行為の申し申告を要するものあるときは当該局長に申告し更に本省へ申告すべき旨の揭示文は之が廃止を望む若し廃止することを得ずんば通信管理局をも加えられんことに改正を望む	広島	前段廃止を望むは否認、後段は処理済
9	特に指定したる郵便局に於ては内国貨幣及特に定めたる外国貨幣の両替を為さしむるの精度を設くること	長崎	否認
10	郵便私書箱利用の範囲を拡張すること (1) 現行規程においては私書箱は所轄局に申請し許可を受くべき筈なも大都市に於ては所轄局よりは却てたの付近局を利便とする場合多きを以て何れの局へも新製し得ることに改正を望む (2) 私書箱投入時刻を指定し得ることし一定の時刻に限り受取方の利便を開くこと (3) 使用人と同一居宅内に住居せるものに宛てたるものにして使用人を肩書せるものは使用人の私書箱に投入し得ることに改正を望む	大阪	処理済 否認 否認
11	約束郵便に関する改正意見 (1) 約束郵便取扱規則中第拾一条中「第七条又は第九条」とあるを「第四条及第七条乃至第九条」と改正せられたこと (2) 休刊の制を設け且つ制限すること (3) 郵便規則第二十四条の一の適用を受けるものに対し三種郵便物の例に倣い付録を認め且つ制限すること (4) 約束郵便承認に当りては其の差出個数に依り手数料を徴し其の個数増加、申込人変更及担保組替（有価証券を提供しありたるものにして償還の爲め組替を為す場合を除く）等に対してはも相当手数料を徴すること	東京、長野 東京 東京 東京	処理済 処理済 否認 申込人変更については処理済、その他は否認
12	郵便物転送に関する条項改正の件	大阪	否認
13	年金恩給支給通知書（恩第八号）の欄外余白に左の注意文を印刷すること	長崎	注意文を印刷
14	代金引換郵便物到着通知書原符に代金取立済の文字を記入するを廃止すること	長崎	処理済
15	郵便取立金取立済通知書の様式改正を望む	大阪	否認
16	引受時刻照明郵便物受領証を廃すること	長崎	否認
17	郵便取扱規程第九条の二を左の通改正すること 郵便物を取集する集配人の歩度は通常三町迄毎に二分三十秒以内小包三丁三十秒以内の割合とす（以下略）	大阪	否認
18	日清電報伝送上に用いる前置符号制定の件	新潟	内国電報と同一整理となつたため不要
19	字海外に電報にして尚之と兵器を要する左記指定事項は之を合同したる符号と設定すること	長野	
20	外国電報料予納金を以て外国着信電報の追徴料金及略号登記料に之を充て得ることに改正すること	長崎	否認
21	正午報辰規則中に電話機に依る通報方通知の件	長崎	処理済
22	三等局局名改称に際し局長の変更を要せざる場合に於ける補職発令方は通信管理局限り専決せしむること	長崎	
23	通信生養成所卒業者は雇員規程に依る三等局雇員の年齢に達せざるも採用し得ること	長野	
24	勸業債券発売の場合に於ける債券の受発及保管は調査課長（調査課長を置かざる局は監督課長）をして取扱はしむることとなりたるも管理局に於ては其の分配及交付状況等監査するに止る債券の受発及び保管事務は地方一等局出納官吏をして取扱はしむることに改正を望む	大阪	否認
25	特定三等局をして金庫便に依り資金及び過剰金の受授を為さしむることに改正を望む	仙台	否認
26	通信区画便箋、通信法規類纂訂正書を払切交付とする件	新潟	処理済
27	通信地図甲号図は無集配局を除くの外は各局に備付ることに改正せられたること	長崎	経費の許す範囲に於てなるべく交付す
28	郵便継立交換所集配所手当支給規程第二條年度初頭の令達を廃すること	金沢	処理済
29	送便便に二個の送便便種混交の制を設け之に対する送送費算出方法を設定する事	大阪	
30	普通送送費算出人員五分未満の局五分に切上ることに送送費算出内規を改正すること	金沢	否認
31	電話番号簿掲載料を郵便切手にて徴収のことに改められたること	長野	他のものと一括して統一を図る
32	特設電話加入事務規程第五条第三項及第八条に依る請書を廃止する件	熊本	処理済
33	通信官署の出納官吏出納員は明治二十六年十一月大蔵省令第三十二号第十四号様式の現金出納簿を省略することにしたし	札幌	提出局の誤解の爲削除

34	電話維持料年額を改正し一期分の計算上厘位を生ぜざる額に改正の件	東京	同じような種類のものを一括して整理
35	電話規則第三十九条第二項中十五日以前とあるを七日前に改定の件	東京	
36	物品送付方等に関する件 (1) 本省より送付の物品は主任官所属と分任官所属とを各別に荷造り送付ありたきこと (2) 貯金局より送付の物品は送状の添付なきため紛来の場合取調上困難に付添付せられたきこと (3) 切手類（主に葉書類）の送付書には締切書留番号を付記せられたきこと (4) 万年筆の使用を倉庫物品取扱者に使用せしめられたきこと (5) 日付印局名活字は近來地金の毀損するもの多し買入の際注意せられたきこと (6) 一円収入印紙の護謄糊付著方不充分のため区分の際毀損の虞あり印刷局へ注意ありたきこと	大阪	出来得る限り実行 処理済 処理済 否認 改良を加えた 改良を加えた
37	電報配達用蝦蟇口を廃止し総て胴乱形とすること	長崎	漸次実行の見込み
38	物品送付書に職印押捺を省略するの件	金沢	処理済
39	漁船乗組の漁夫に対して船員法適用に関する件	長崎	
40	船舶職員職務規程を制定すること	東京	
41	船員法施行細則第四十九条第二号に左の但書を加ふこと 管海官庁の誤記に因り訂正を要する至りしことを疏明するときは手数料を要せず	東京	既に通牒を発送済
42	海員試験に必要な船体機関其の他の模型及各種の航海用機具を備え口述試験の際成るべく模型若は実物に依り説明をなさしむること	東京	経費の都合次第実行
43	検査官の服制を一定すること	大阪	否認
44	海事部所属事務員を書記補に変更せられたし	横浜	漸次実行の見込み
45	船燈救命具及信号器等の検査明細書は各種類に付一通を交付するに止むることに改正すること	広島	否認
46	海事部又は同出張所所在地外の船舶検査執行地に於ける検査官の事務所は郵便局所在地は其の郵便局を以て之に充つること	神戸	便宜に任すこととす
47	変更登録申請期間を延長せられたきこと	長崎	否認
48	朝鮮及関東州に船籍を定る目的を以て内地に於て製造する船舶並朝鮮及び関東州在籍船の検査執務に関する規定を設けられんことを望む	長崎	否認
49	船舶検査技術官をして船体機関両部の検査に適應する共通人物たらしむる件	新潟	
50	補助機関を有する帆船の機関部職員の軽減は管海官庁限り認可を為し得ることに改むること	東京	機会を待って実行
51	沿岸官庁より総ての海難に対し取調の上管海官庁に報告せしむること	札幌	否認

(出所) 『明治四十四年 第二回通信管理局長会議提出 諮問事項 建議事項 参考事項』(『通信管理局長会議 議事速記録 第二回 明治四十四年』(郵政博物館収蔵、AGA/0001))、官房文書課『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』より作成。

注：建議事項及び参考事項の処理報告は、第三回通信局長会議第二号（1912年4月10日）において文書課長により報告されたもの。参考事項は処理済と否認となったもののみ報告された。処理結果が空欄の事項は未回答。